明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学一）　三
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一〇）　三
〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六四）　四
○放送法施行規則の一部を改正する省令（同六五）　三〇
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同六六）　三七
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六七）　三八
○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（法務三六）　三九
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（同三七）　四一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（同三八）　四二
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働三）　四三
○国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（財務四九）　四四
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（同五〇）　四五
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学三三）　五五
○大学設置基準等の一部を改正する省令（同三四）　一〇三
○私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同三五）　九六
○高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令（同三六）　一二三
○歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働三）　一二九
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三八）　一三六
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（同一三九）　一三八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（同一四〇）　一三一
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（同一四一）　一三三
○栄養士法施行規則の一部を改正する省令（同一四二）　一三四
○揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七六）　一三四
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（国土交通六九）　一三五
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同七〇）　一三五
○道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（同七一）　一三九
〔規　則〕
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―三〇―一〇六）　一四〇
〔訓　令〕
○主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（出入国在留管理庁一）　一四一
〔告　示〕
○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（内閣府九八）　一四三
○所得税法施行令第二百十七条の二第二項及び第三項並びに法人税法施行令第七十七条の二第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件の一部を改正する件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境・防衛一）　一四四
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務七）　一四六
○既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域を定める件（総務三三三）　一四六
○電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件（同三三四）　一四七
○電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件を廃止する件（同三三五）　一四八
○委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件（同三三六）

（以下次のページへ続く）